

奈良県の環境の現況について

(平成 28 年度、ダイオキシン類)

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、平成 28 年度に県内で実施した環境中の大気、水質、土壌等のダイオキシン類の調査結果は、次のとおり全て基準値以下でした。(測定機関：国、水資源機構、県、奈良市)

環境媒体	地点数	年平均値の濃度範囲	環境基準
大気	8	0.009 ~ 0.015 (8地点平均 0.012)	0.6
公共用水域 (水質)	8	0.017 ~ 0.36 (8地点平均 0.16)	1
公共用水域 (底質)	8	0.21 ~ 2.3 (8地点平均 0.82)	150
地下水	10	0.013 ~ 0.12 (10地点平均 0.032)	1
土壌	13	0.0016 ~ 2.8 (13地点平均 0.79)	1,000

(単位) 大気 : pg-TEQ/m³
公共用水域(水質)、地下水 : pg-TEQ/L
公共用水域(底質)、土壌 : pg-TEQ/g

環境中の大気、公共用水域(水質、底質)、地下水、土壌のダイオキシン類について、県内 47 地点で調査を行った。

その結果、大気、公共用水域(水質、底質)、地下水、土壌の全地点で環境基準を下回っていた。

[調査地点及び調査結果]

大 気

1. 調査地点

8地点（大和平野北部4地点、中部2地点、南部2地点）において年2回（夏季（7月～9月）、冬季（1月～2月））実施。

2. 調査結果

8地点の平均値は0.012 pg-TEQ/m³、年平均値の濃度範囲は0.009～0.015 pg-TEQ/m³であり、全ての地点で環境基準（0.6 pg-TEQ/m³）を下回っていた。

経年的な推移は、減少傾向から横ばい傾向で推移している。

公共用水域（水質）

1. 調査地点

環境基準点等の8地点（大和川水系5地点、新宮川水系3地点）のうち、国調査地点の藤井及び上吐田においては年4回、太子橋においては年2回、その他の調査地点は年1回実施。

2. 調査結果

2水系8地点の平均値は0.16 pg-TEQ/L、濃度範囲は0.017～0.36 pg-TEQ/Lであり、全ての地点で環境基準（1 pg-TEQ/L）を下回っていた。

公共用水域（底質）

1. 調査地点

環境基準点等の8地点（大和川水系5地点、新宮川水系3地点）においては年1回実施。

2. 調査結果

2水系8地点の平均値は0.82 pg-TEQ/g、濃度範囲は0.21～2.3 pg-TEQ/gであり、全ての地点で環境基準（150 pg-TEQ/g）を下回っていた。

地下水

1. 調査地点

10地点（2市6町）において年1回実施。

2. 調査結果

10地点の平均値は0.032 pg-TEQ/L、濃度範囲は0.013～0.12 pg-TEQ/Lであり、全ての地点で環境基準（1 pg-TEQ/L）を下回っていた。

土 壌

1. 調査地点

13地点（3市3町）において年1回実施。

2. 調査結果

13地点の平均値は0.79 pg-TEQ/g、濃度範囲は0.0016～2.8 pg-TEQ/gであり、全ての地点で環境基準（1,000 pg-TEQ/g）を下回っていた。

一般環境として調査した9地点の平均値は0.52 pg-TEQ/g、濃度範囲は0.0016～2.5 pg-TEQ/g、発生源周辺として調査した4地点の平均値は1.

3 pg-TEQ/g、濃度範囲は0.03～2.8 pg-TEQ/gであった。

試料採取及び分析等は媒体ごとの調査マニュアル（環境省）に基づき実施した。

[参考]

1. 全国における環境中のダイオキシン類濃度の状況 平成27年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（平成29年3月環境省）

環境媒体	地点数	平均値	濃度範囲	環境基準
大気	660	0.021	0.0042 ~ 0.49	0.6
公共用水域 (水質)	1491	0.18	0.011 ~ 4.9	1
公共用水域 (底質)	1232	7.1	0.059 ~ 1100	150
地下水	515	0.042	0.0036 ~ 0.88	1
土壌	852	2.6	0.0 ~ 100	1,000

(単位) 大気 : pg-TEQ/m³

公共用水域(水質)、地下水 : pg-TEQ/L

公共用水域(底質)、土壌 : pg-TEQ/g

2. 用語解説

- ・pg (ピコグラム)
1兆分の1グラム

- ・ダイオキシン類
 - (1) ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン
 - (2) ポリ塩化ジベンゾフラン
 - (3) コプラナーポリ塩化ビフェニル

- ・TEQ (毒性等量)
ダイオキシン類は、200種類以上の異性体があり、それぞれの毒性が異なるため、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性量に換算して表す単位。

- ・土壌調査における一般環境調査及び発生源周辺調査
一般環境調査：特定の発生源の影響を想定せずに実施する調査。
発生源周辺調査：特定の発生源として一般廃棄物の焼却場を設定し、その周辺において実施する調査。